麻しん風しん予防接種の接種率向上のための取組みについて (平成20年度から5年間の取組み)

大阪府教育委員会保健体育課

1) 大阪府教育委員会保健体育課の取組み 【通知文】

- ・取組みの推進について
- ・予防接種の促進について、
- ・予防接種 接種状況の調査について
- ・未接種者への更なる取組みについて
- ・予防啓発ポスターの掲示について
- ・麻しん教育啓発ビデオ「はしかから身を守るために」の周知について
- ・未接種者に対する積極的な勧奨等について
- ※平成24年度(最終年度)については、8回発出 (平成24年5・6・7・10月、平成25年1・2・3月)

【学校関係者への説明会等】

- ① 府立学校
 - · 府立学校長会 (保健体育課長)
 - · 府立学校校長協会
 - ・府立高等学校校医会、府学校保健会学校医部会の理事会及び総会・臨時総会
 - ・ 府立学校養護教諭研究会 幹事会及び総会
 - ・ 府立学校保健主事研究会 幹事会及び研修会
 - ・定期健康診断説明会において学校保健関係者にたいしての講義

② 市町村

- 市町村教育委員会委員長・教育長会議(教育振興室長)
- 市町村教育委員会学校教育指導主管部課長会議(保健体育課長)
- 市町村教育委員会学校保健主管課長会議
- 市町村教育委員会学校保健担当指導主事等連絡会
- ③ その他 (府立学校及び市町村)
 - ・府立学校保健関係者・市町村教育委員会学校保健担当者に対しての研修
 - ・府学校保健会養護教諭部会 幹事会及び総会、研修会

2) 各学校における取組み

- 1 ポスター、リーフレット、保健だより等による啓発
 - ・保健室や職員室前等にポスター(文部科学省及び府健康医療部地域保健感染症グループ作成)を掲示。
 - ・4月当初に、対象学年全員にリーフレット(文部科学省作成)を配布。
 - 保健だよりの発行(4月、長期休業前、接種率調査後等)
 - ・高等学校において、保健だよりに、特に福祉・医療・教育関係の進路希望者は、実 習等の際に接種が必要となることなどを明記し、接種を呼びかけ。
 - ・学校ホームページに麻しん予防接種の啓発コーナーを設け、保健だより、リーフレット等を掲載。
- 2 第3期・4期の接種状況調査の実施(年間3回)と接種勧奨
 - ・中学校1年生6月末、9月末、2月末及び高等学校3年生6月末、9月末、11月末末時点の接種状況調査を実施。
 - ・教職員への説明・啓発を実施し、調査及び接種勧奨に対して、校内の協力体制を整備。
 - ・調査結果を踏まえた未接種者への接種勧奨を担任会等に依頼し、担任から生徒へ勧 奨。
 - ・接種状況調査結果から未接種者について、7月、10月、12月の3回個別に保健 室に呼び出し、接種勧奨。
 - ・入学式、保護者懇談会等で保護者に対して予防接種の必要性を説明し、調査への協力依頼、未接種者の接種勧奨を実施。

3 保健指導等の実施

- ・入学説明会(中1)等において、保護者が集まる場での啓発と勧奨を実施。
- ・年間を通じて、生徒が集合する場面で保健指導を実施。 (健康診断時等において、国立感染症研究所作成の麻疹教育啓発ビデオ「はしかから身を守るために」を活用するなど)
- ・保健室来室者への健康相談・保健指導、未接種者への保健指導を実施。
- ・高等学校において、2年生の3学期終業式で、4月1日以降の春休み中の接種を勧 奨。
- ・高等学校において、市町村医療部局から送付された接種案内を紛失している場合、 生徒の居住市町村に学校への予診票の送付を依頼し、生徒に個別指導を実施。
- 学校医による「麻しん」の理解及び予防接種勧奨のための講演会等を開催。
- ・学校関係者、学校三師、保護者代表等から構成される学校保健委員会において、接種状況の現状・課題について協議し、更なる取組の推進を図る。

4 学校医による出張接種

府立学校の数校で、学校医による学校を会場とした接種を実施。